別表第三十九（第七条第二項関係）〔平成32年3月までの間に法第9条第3号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第9条第3号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成30年	
			4月	10月
			円	円
平成30年	5月	昭和33年5月2日から昭和33年6月1日までに生まれた者	16,290	—
	6月	昭和33年6月2日から昭和33年7月1日までに生まれた者	32,520	—
	7月	昭和33年7月2日から昭和33年8月1日までに生まれた者	48,700	—
	8月	昭和33年8月2日から昭和33年9月1日までに生まれた者	64,830	—
	9月	昭和33年9月2日から昭和33年10月1日までに生まれた者	80,900	—
	10月	昭和33年10月2日から昭和33年11月1日までに生まれた者	96,930	—
	11月	昭和33年11月2日から昭和33年12月1日までに生まれた者	112,900	16,290
	12月	昭和33年12月2日から昭和34年1月1日までに生まれた者	128,820	32,520
平成31年	1月	昭和34年1月2日から昭和34年2月1日までに生まれた者	144,680	48,700
	2月	昭和34年2月2日から昭和34年3月1日までに生まれた者	160,500	64,830
	3月	昭和34年3月2日から昭和34年4月1日までに生まれた者	176,260	80,900
	4月	昭和34年4月2日から昭和34年5月1日までに生まれた者	191,970	96,930
	5月	昭和34年5月2日から昭和34年6月1日までに生まれた者	207,700	—
	6月	昭和34年6月2日から昭和34年7月1日までに生まれた者	223,370	—
	7月	昭和34年7月2日から昭和34年8月1日までに生まれた者	239,000	—
	8月	昭和34年8月2日から昭和34年9月1日までに生まれた者	254,570	—
	9月	昭和34年9月2日から昭和34年10月1日までに生まれた者	270,100	—
	10月	昭和34年10月2日から昭和34年11月1日までに生まれた者	285,570	—
	11月	昭和34年11月2日から昭和34年12月1日までに生まれた者	300,990	—
	12月	昭和34年12月2日から昭和35年1月1日までに生まれた者	316,360	—
平成32年	1月	昭和35年1月2日から昭和35年2月1日までに生まれた者	331,680	—
	2月	昭和35年2月2日から昭和35年3月1日までに生まれた者	346,950	—
	3月	昭和35年3月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者	362,180	—